

観  
察

み  
る

## 新たな協同組合と協同組合法

— 第二九回 J A 北海道大会の議案書を閲覧して —

小樽商科大学

商学部企業法学科

教授 多木 誠一郎

### ■はじめに

二〇一八年一月二三日に開催された第二九回 J A 北海道大会の議案書（本稿では、たんに「議案書」と略称する。議案は原案通りに可決されているが、そのまま「議案書」という語を用いた。）には、二つの議案とともに継続討議事項が一つ掲げられている。議案の一つは、前回大会の延長線上に位置付けられる「農業所得の増大」・「多様な担い手の確保・育成」である。農協のいわば「農」にかかる事項である。他の一つは、

「次代につなげる協同組合の価値と実践」である。これは「協」にかかる事項である。その重点取組事項のなかで「新たな協同組合」の価値に根ざした事業運営のあり方を検討・実践するとある。新たな協同組合の方向性を示した上で、その詳細は継続討議事項とされている。これまでわが国の学界・実業界で広く受け容れられてきた「伝統的な協同組合」とは異なる新たな協同組合を設計していこうというのであろう。野心的あるいは挑戦的な姿勢が伝わってくる。

新たな協同組合とは何か。継続検討事項ゆえ確定的なもので

はないであろうが、議案書に記されている例えば大略次のようなキーワードが手掛かりとなる。①小規模から大規模・法人経営までの組合員、②組合員の異質性（多様な価値観・欲求）を包含、③公正（多様性に対応した納得感のある平等・公平）の精神に基づく相互扶助、④地域社会の諸課題解決と生活インフラ機能の発揮、⑤他の協同組合・企業との連携、⑥社会貢献事業を展開、⑦経済的価値に加えて文化的価値・社会的価値の重視、⑧自己実現の要求である。

本稿では上記キーワードに関連して、異質な組合員間での公平な相互扶助（上記①～③に関連）及び地域社会への貢献（上記④～⑥に関連）という二つの事項に絞って考察する。まずこれらの事項が想起させる組合（農協四条。本稿でたんに「組合」というときはこの意味で、とりわけ「農業協同組合」を念頭に置いて用いる。）の抱える問題点を指摘する（一）。次にこれらの問題点から導き出される問いに対して、協同組合法の観点から私見を述べてみよう（二）。

議案書に記された新たな協同組合と筆者が考えるそれとは、盛り込まれる要素は異なるやもしれない。しかし伝統的な協同組合と異なるという意味では同じく「新たな」である。本稿が、新たな協同組合の制度設計にかかる継続検討に際して裨益する

ところがあれば幸いである。

## 一．新たな協同組合が想起させる組合の問題点

新たな協同組合が掲げられているのは、裏を返せば伝統的な協同組合では対処が困難な問題点が生じているからであろう。本稿で取り上げる異質な組合員間での公平な相互扶助及び地域社会への貢献の背景にあると推測しうる問題点を指摘することから始めよう。いずれも北海道特有の問題点というよりも、大なり小なり全国的に見られる問題点である。

第一に、組合の販売事業における共同販売（共販）原則である。北海道はわが国の食糧生産基地である。食糧生産で大きな役割を果たす組合に対する全国的な注目度も高い。このような事情もあるのである。一般的に厳しさが目立つ、いわゆる農協改革に関するメディア報道でも道内組合に対して批判的な内容のものも少なくない。例えば阿寒農業協同組合による生乳販売手数料・経費の賦課（農協一七条一項）にかかる問題が一時間の経済番組で三度も取り上げられたのは記憶に新しい。本稿は、番組でも取り上げられた、販売手数料の引下げと経費の賦課が独占禁止法に違反するの<sup>(1)</sup>か否かを問題にしているのではな

い。組合と組合員との間で意見の対立が生じたのはなぜであろうか。直接的には組合に出荷するよりもいわゆる商系に出荷した方が、取引ごとの単価が高く、当該組合員にとっては手取りが増えると考えたからであるのは、報道から看取しうる。その背後にあるのは、これまで協同組合の特質に合致していると捉えられてきた農協系統の一般的な事業方式である共販原則に対する組合と組合員との間の温度差ではなからうか。

同組合を離れてより一般化して述べよう。共販原則を形成する無条件委託・共同計算では、農産物には等級が付されるもの的高质量の農産物が割を食うこともありうる。あるいは集荷施設から離れていて集荷条件が不利な組合員も、反対に条件に恵まれた組合員もプール運賃では同じ額を負担することにもなりうる。誤解を恐れずにいうと、個々の組合員にとっては有利、不利はあるかもしれないが、皆が系統結集して、より不利な組合員も含めて皆で底上げを図っていきこうという考え方に基いている。つまり仲間意識を背景にした皆で助け合つという意味での相互扶助の精神（協同の力）、これをもって協同組合の特質を体現した事業方式と考え、組合・組合員が概ね受け容れてきた。このような考え方は、協同組合の価値として国際協同組合同盟（ICA）も掲げている①平等・公正・連帯をはじめと

する基礎的価値及び②正直・他人への配慮をはじめとする倫理的価値と何となく一致している感がある。

これに対して商系では高品質かつ集荷条件に恵まれた農産物のみを集荷するので（チェリー・ピッキング）、組合より高い単価を一部の生産者に提示できる。このような農産物を生産する組合員、とりわけ大規模農業者は、単価の僅かな差によって収入が大きく左右されるので、商系に流れろことは想像に難くない。上記共販原則を厳格に維持するのであれば、大規模農業者の組合離れを食い止めることは容易ではない（問題点①）。

第二に、准組合員による組合事業利用の増加である。組合が拠って立つ事業基盤は本来的には正組合員である農業者である。しかし農業者人口の減少に伴い、組合は非農業者も対象にできる事業（とりわけ信用事業・共済事業）も積極的に展開してきた。員外利用（員外取引）には利用分量制限が法定され（農協一〇条一七項等）、同制限違反を指摘されたこともある<sup>(2)</sup>。それゆえ近時非農業者である利用者——員外利用に比肩する分量制限がなされていない——准組合員として加入してもらう方が講じられてきた。このような流れの中で二〇〇九年には全国合計で准組合員数が正組合員数を上回った<sup>(3)</sup>。これに対して規制改革推進会議は、本来的事業利用者ではない准組合員に対する

事業利用分量制限を導入することを提言し、二〇一五年農業協同組合法改正にかかる附則に関連事項が明記された（附則五条二項）。

農協系統は既に、同会議による提言がなされる前に地域社会への貢献を積極的に掲げていた。農業者のための協同組合であるという農業協同組合法の理念に照らすと、上記准組合員を巡る実際は——違法ではないもの——素直に考えると本来的ではない。そこで地域社会への貢献を掲げることによって、「農」とともに「地域」を結集軸にしようとする腐心してきた。つまり地域のための協同組合である。このような中で上記分量制限が導入されると、現状のままでは違法になる組合も出てくる。そうなる准組合員による組合事業利用を大幅に制限しなければならなくなるおそれもある。そのようなにならないためにも農業者（正組合員）のみならず地域住民（准組合員・員外者）も含む地域社会への貢献をより高く掲げることになったのである（問題点②）。

## 二 協同組合法の観点からの評価

上記二つの問題点は、——問題点①のみならず問題点②につ

いても——協同組合である組合の目的である相互扶助にかかるものであるという点で共通している。相互扶助を組合と組合員という団体法上の関係として捉え直すと、組合員に対する組合による奉仕（助成）である（農協七条一項）。相互扶助の根底には協同組合の価値が横たわっているという。つまりこれら二つの問題点は最も基本的な協同組合の目的・価値にかかるものであり、組合の協同組合性を考えるうえで興味深い素材を提供してくれる。加えて実際界では上記二つの問題点は、喫緊の課題でもある。

まず問題点①から始めよう。今更ながらの感があるかもしれないが、相互扶助（奉仕・助成）とは具体的に何を意味するの<sup>(4)</sup>か。問題点①に即してより具体的に述べると、「自分の生産した農産物は、既存の等級では位置付けることができないくらい品質が秀でており、かつ大量に出荷できる。集荷施設から近く運賃コストは極めて低い。このような事情を商系と同等に単価に反映すべきである。」と組合員が主張したとする。つまり「共同計算・プール運賃では割に合わない。本来の自分の取り分が他の組合員に渡ってしまふ。」という主張である。このような主張に応じて大規模農業者を優遇することは、相互扶助と相容れないのであろうか。更に掘り下げると、その根底にある

とされる協同組合の価値ゆえ許されないのだろうか（問①）。

上記共販原則によると、自分だけ儲けようとすることは相互扶助に反するという評価がなされるかもしれない。そこで小規模から大規模・法人経営までの組合員という異質な組合員の間でも、納得感のある平等・公平な相互扶助を追求する新たな協同組合が議案書に記されたとも推測しうる。私見では、そもそも相互扶助やその根底にあるとされてきた協同組合の価値が法的にどのような意味を持つのかについて、わが国では詳しく論じられたことはない。目を外に向けるとドイツでは、協同組合法の泰斗であるBeuthien教授が大略以下のように興味ある見解を述べている。

協同組合的連帯を過度に理想主義的に解してはならない。各組合員は自らの経済的メリットを主として自分一人のために求める。他の組合員が共に助成されることはむしろ、この共同経済活動による必然的な副次的結果である。組合員による扶助は——共同で組織されているにもかかわらず——中核において自己中心的であり、他利的ではない。というよりはむしろ各人は——たとえ他人と一緒にあっても——自らを扶助する、と。その上でこれを超えるあらゆるものは、特別な仲間意識の気持ちとして展開されつつが、——個々の組合員の個人利益が単に共

同して束ねられている——協同組合という特別な経営方式にかかるとして本質的な構造上のメルクマール」ではないという<sup>(5)</sup>。

相互扶助やその根底にあるとされてきた協同組合の価値に対するBeuthien教授の見解は、合理的な経済人としての組合員の一面を真正面から捉えている。その上でICAが掲げるような上記基礎的価値・倫理的価値は、協同組合の法的概念要素ではないと解している。とりわけ執筆当時のドイツ協同組合法について述べたものであるが、わが国の協同組合諸法についても同じように解せる。してみれば上記主張をする大規模農業者を優遇しても、法的には相互扶助に反するとは必ずしもいえないのではなからうか。これが問①に対する私見である。

問題点②に話を進めよう。准組合員に対する事業利用分量制限の導入についての私見は別稿で述べているので、ここでは地域社会への貢献について組合の目的に照らして考えてみよう。<sup>(7)</sup>すなわち地域社会への貢献は組合の目的として法的に位置付けられるのである（問②）。いわゆるレイドロー報告（一九八〇年）で「協同組合地域社会の建設」が提唱され、その中でわが国の総合農協の果たしている地域社会への貢献が高く評価された。<sup>(8)</sup>その後ICA協同組合原則第七原則に「地域社会への関

与」として採用された。更に第六原則と併せて考えると、例えば他の協同組合・企業と連携して地域社会に貢献することは、第六・第七原則と合致する。しかし現行農業協同組合法の解釈として同貢献が組合の目的であることは導き出せない。言い換えると同貢献を組合の法的概念要素とは位置付けえない。法的にみると依然として、組合員奉仕のみが同要素である（農協七条一項）。組合員奉仕と地域社会への貢献との関係は、例えば株式会社における狭い意味での営利と地域社会への貢献（より広域で活動する会社では社会貢献）との関係とパラレルに捉えることもさしあたり許されよう。

もっとも、立法論としてこのような地域社会への貢献を目的とする、あるいは組合員奉仕と同等の目的とすべきという主張はありうる。目を外に向けると、このような主張に沿った新たな協同組合である社会的協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合も近時登場しているのは周知の通りである。しかし協同組合一般に、地域社会への貢献を目的とすることを法的に義務付けることには筆者は慎重である。以上が、問②に対する私見である。

問①②に対する私見に対して、——とりわけ実務者の中には——あるいは違和感を覚えた者もいるやもしれない。本稿が念

頭に置いている協同組合は、法形態としての協同組合（形式的意義の協同組合）であり、経営形態としての協同組合（実質的意義の協同組合）ではない。協同組合という法形態（それゆえその一つである組合という法形態）とICAが掲げる上記基礎的価値・倫理的価値や地域社会への貢献を、不可分に結びつける必要はない。極論すると、組合員奉仕のみを追求し、上記諸価値や地域社会への貢献を標榜さえしなくとも、組合という法形態を採用できる。あるいはこれらを標榜はするものの、実際には追求していなくとも法的には組合である<sup>10)</sup>。

もちろん組合が上記諸価値や地域社会への貢献を追求しても支障はない。株式会社が倫理的経営や社会貢献を謳うのと同じである。あるいは世の中の趨勢や協同組合史に照らすと、経営形態としての協同組合であればこれらの追求が推奨されるとさえいつてもよい。しかし現行農業協同組合法においてこれらの追求を組合の法的概念要素と位置付け、法形態としての組合のメルクマールと位置付けることには賛同できない。立法論としてもこのような位置付けをすることには慎重である。

## ■結びに代えて

筆者は、組合にかかる法規整に「息苦しさ」を常に覚えていて、制度設計の自由度が、——農協改革を強力に推進する規制改革推進会議が主として比較の視座に置く——株式会社にかかる法規整である会社法におけるのと比べて極めて低い。言い替えると定款自治に委ねられている範囲が狭く、各組合は自らの実情を考慮した制度設計をすることが困難だからである。

本稿では新たな協同組合を考察の対象にしたが、さりとてこれが伝統的な協同組合に完全に取って代わるわけでもなからう。より正確にいうと両者は二者択一ではない。例えば後者を基本にししながら、前者に親和性のある制度設計を部分的に採用することも考えられる。種々の制度設計を可能にするためには、定款自治の拡大が不可欠である。<sup>(1)</sup>

株式会社については、二〇〇五年会社法制定によって定款自治が大幅に拡大された。それゆえ議案書で示された新たな協同組合の制度設計も可能にするような定款自治の拡大を図る法改正は、イコール・フットイング<sup>(2)</sup>という同会議の錦の御旗のもとでも相應しい方向といえるところである。イコール・フットイングそのものに対する見解はさておき、この方向を巡っては同会議

と農協系統では本来対立は生じないはずである。JAグループ北海道が北の大地から声をあげて、それが全国的な大きな声へとつながり、定款自治を拡大する方向の法改正が進んでいくことを大いに期待したい。

\*本稿の一部は、JSPS 科研費15K03188の助成を受けたものである。

### 【註】

- (1) 公正取引委員会「阿寒農業協同組合に対する注意について（二〇一七年一〇月六日付け）」。
- (2) このような指摘を受けて是正がなされた結果、制限違反は解消した（農林水産省「フレスリリース 平成二〇事業年度における農業協同組合の信用事業に係る員外利用の状況について（二〇〇九年八月二十八日付け）」）。
- (3) 最新の調査では准組合員比率（組合員総数に対する准組合員数の割合）は、全国平均五八・二％である。道内平均は全国平均より極めて高く八一・六％である（農林水産省経営局協同組織課編『平成二八事業年度総合農協統計表（電子版）』（二〇一八年六月一五日公表）[http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k\\_tokei/](http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_tokei/)、二〇一八年二月二日閲覧）より算出）。



- (4) 教科書的説明については、拙著『農業協同組合法』（全国農業協同組合中央会、二〇一三年）六頁。
- (5) Volker Beuthien, Ist die Genossenschaft eine sozial-ethische Veranstaltung? : in : Beuthien, Die eingetragene Genossenschaft im Strukturwandel, Marburger Schriften zum Genossenschaftswesen Band.98, 2003, S.7-9.
- (6) 拙稿「平成二七年農業協同組合法改正の先」共済理論研究平成二七・二八年度四九頁（二〇一七年）。
- (7) 拙稿「協同組合間連携の新段階における協同組合法」〈五二協同同二六号四七頁（二〇一八年）〉に加筆・修正。
- (8) 日本協同組合学会訳編『西暦二〇〇〇年における協同組合』（日本評論社、一九八九年）一七四—一七七頁。
- (9) 営利の意味については、山下眞弘編著『会社法の道案内』（法律文化社、二〇一五年）一六頁〔拙著〕。
- (10) Vgl. Volker Beuthien, Wieviel Wandel vertragen die Genossenschaft? : in : Beuthien, a.a.O. (Fn.5), S.28.
- (11) 現行農業協同組合法ではほぼ全面的に強行規定によつて規制されている、例えば議決権配分、剰余金分配、組合員たる地位の得喪、機関の構成・権限分配について、定款自治をより拡大すべきであろう。考慮に値する具体的な制度設計についての考察は、別稿を予定しよう。
- (12) この正確にいつい形式イコール・フッティングでもいつべき

である。形式的イコール・フッティングを貫徹した場合における組合の姿について、拙稿・前掲注⑥五六頁。

